

## 第二号様式

### 【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6)

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7)

名称 \_\_\_\_\_

（所在地）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】(8)

種類	発行数	内容

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】(9)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

##### (2)【募集の条件】(10)

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】(1)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】(2)

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（%）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する權利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】(15)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件

計	—		
---	---	--	--

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】(16)

振出日	
振出地	
発行価格 (円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8 【新規発行カバードワラント】(17)

9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(18)

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】(19)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【手取金の使途】(20)

11 【会社設立の場合の特記事項】(21)

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】(22)

(1) 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カーボードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】<sup>(23)</sup>

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】<sup>(23-2)</sup>

- 1 【割当予定先の状況】<sup>(23-3)</sup>
- 2 【株券等の譲渡制限】<sup>(23-4)</sup>
- 3 【発行条件に関する事項】<sup>(23-5)</sup>
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】<sup>(23-6)</sup>
- 5 【第三者割当後の大株主の状況】<sup>(23-7)</sup>

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	—				

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】<sup>(23-8)</sup>

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】<sup>(23-9)</sup>

- 8 【その他参考になる事項】<sup>(23-10)</sup>

第4 【他の記載事項】<sup>(24)</sup>

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(25)

2【沿革】(26)

3【事業の内容】(27)

4【関係会社の状況】(28)

5【従業員の状況】(29)

### 第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(30)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】(30-2)

3【事業等のリスク】(31)

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(32)

5【重要な契約等】(33)

6【研究開発活動】(34)

### 第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】(35)

2【主要な設備の状況】(36)

3【設備の新設、除却等の計画】(37)

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(38)

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
計		—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】(39)

②【ライツプランの内容】(40)

③【その他の新株予約権等の状況】(41)

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】(42)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数 残 (株)	資本金増減 額（円）	資本金残高 (円)	資本準備金増 減額（円）	資本準備金 残高（円）


(4) 【所有者別状況】(43)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	個人以外	個人	
株主数 (人)								—
所有株式数 (単元)								
所有株式数の割合 (%)								100

(5) 【大株主の状況】(44)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】(45)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)		—	
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)		—	
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—

総株主の議決権	—	—	—
②【自己株式等】			年 月 日現在
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)
計	—		

(7)【役員・従業員株式所有制度の内容】(46)

2【自己株式の取得等の状況】(47)

【株式の種類等】(48)

(1)【株主総会決議による取得の状況】(49)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2)【取締役会決議による取得の状況】(50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(51)

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(52)

区分	最近事業年度	最近期間

	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】<sup>(53)</sup>

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】<sup>(54)</sup>

(2) 【役員の状況】<sup>(55)</sup>

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計					

(3) 【監査の状況】<sup>(56)</sup>

(4) 【役員の報酬等】<sup>(57)</sup>

(5) 【株式の保有状況】<sup>(58)</sup>

第5 【経理の状況】<sup>(59)</sup>

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】<sup>(60)</sup>

① 【連結貸借対照表】<sup>(61)</sup>

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】<sup>(62)</sup>

③ 【連結株主資本等変動計算書】<sup>(63)</sup>

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】<sup>(64)</sup>

⑤ 【連結附属明細表】<sup>(65)</sup>

(2) 【その他】<sup>(66)</sup>

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】<sup>(67)</sup>

① 【貸借対照表】<sup>(68)</sup>

② 【損益計算書】<sup>(69)</sup>

③ 【株主資本等変動計算書】<sup>(70)</sup>

④【キャッシュ・フロー計算書】(71)

⑤【附属明細表】(72)

(2)【主な資産及び負債の内容】(73)

(3)【その他】(74)

#### 第6【提出会社の株式事務の概要】(75)

事業年度	月 日から	月 日まで
定時株主総会	月中	
基準日	月 日	
株券の種類		
剰余金の配当の基準日	月 日	
1単元の株式数	株	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料		
公告掲載方法		
株主に対する特典		

#### 第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】(76)

2【その他の参考情報】(77)

#### 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

##### 第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(78)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(79)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 財務(支)局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日( 年 月 日)までに、  
臨時報告書を 年 月 日に 財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に\_\_\_\_財務（支）局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称  
(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (80)

- (1) 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- (2) 【企業の概況】
- (3) 【事業の状況】
- (4) 【設備の状況】
- (5) 【保証会社の状況】
- (6) 【経理の状況】

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (81)

- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指標等の情報】 (82)

- 1 【当該指標等の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【当該指標等の推移】

第四部 【特別情報】

第1 【最近の財務諸表】 (83)

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】
- 4 【キャッシュ・フロー計算書】

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 (84)

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】
- 4 【キャッシュ・フロー計算書】

(記載上の注意)

(1) 一般的な事項

- a 「第一部 証券情報」に係る記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d cの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したもの

であり、他の業種については、これに準じて記載すること。

f 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

g 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

h この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

i 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。

j 提出会社が持分会社である場合における「第二部 企業情報」に掲げる事項は、(25)から(77)までに準じて記載すること。

k 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）金額

届出の対象とした募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、届出の対象とした募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a 新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第 322 条第 2 項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第 107 条第 1 項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b) 第 19 条第 9 項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。 (d) 及び (e) において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の売買（令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。

g 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

h 届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。

- i 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。
- (9) 募集の方法
- a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。  
なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。
  - b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
  - c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (10) 募集の条件
- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。  
なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定期期及び具体的な決定方法を注記すること（(12)又は(14)において新株予約権証券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。
  - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
  - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当を受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
  - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定期期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定期期を注記すること。
- (11) 株式の引受け
- a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるもののが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを見込むこと。
  - b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受け人に支払う手数料等を記載すること。  
なお、算式表示の場合には、引受け人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

- c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。
  - (a) 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容
  - (b) 当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容
  - (c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (12) 新規発行新株予約権証券
  - a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。
  - b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。  
また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定期及び具体的な決定方法を注記すること。
  - d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定期を注記すること。
  - e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）を記載すること。
  - f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。  
また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。  
なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。
  - g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
  - h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。
  - i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)d(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。
  - j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式

の種類及び内容を、(8) b 及び d に準じて記載すること。

- k 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

- l 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

- m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第 236 条第 1 項第 7 号に規定する事項を記載すること。

- n 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

- o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。

- p 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

- q 「新株予約権証券の引受け」については、(1)に準じて記載すること。ただし、法第 2 条第 6 項第 3 号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下 q において同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

- (a) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもののが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものと記載すること。

- (b) 「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。

- (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第 2 条第 6 項第 3 号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

- (d) 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

- (e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

- i 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

- ii 当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに

規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

iii ii の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。以下(f)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。以下(f)において同じ。）が 100 分の 5 を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の 5 日（日曜日及び令第 14 条の 5 に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) 新規発行社債

- a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
- b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
- c 「発行価格」の欄には、券面額 100 円についての発行価額を記載すること。
- d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- e 「募集の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の募集方法の概要について記載すること。
- f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定期期及び具体的な決定方法を注記すること。
- g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
- h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定期期及び具体的な決定方法を注記すること。
- j 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。  
また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- l 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第 34 項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、

次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12) a、g、h、i、j、k、l、m、n、o 及び p に準じて記載すること。

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

a 短期社債については、記載を要しない。

b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもののが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。

d 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

e 社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。

f 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。

g 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a) 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

(b) 当該社債券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

a 「発行価格」の欄には、券面額 100 円又は短期社債の金額 100 円についての発行価額を記載すること。

b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額の合計又は短期社債の発行総額を記載すること。

c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には

届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。

- d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。
  - e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。
  - f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。
  - g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
    - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
    - (b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法
- 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。
- (17) 新規発行カバードワラント
- a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)1に準じて記載すること。
  - b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - c a及びbに掲げる事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)1に準じて記載すること。
  - b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
  - c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
  - d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
- (19) 新規発行による手取金の額

- a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
  - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (20) 手取金の使途
- a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
  - b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (21) 会社設立の場合の特記事項
- 会社設立に際し、次の事項を特別に定款に記載した場合には、その内容等について説明すること。
- a 発起人が受ける特別利益  
特別利益を受ける発起人の氏名及び特別利益の内容を記載すること。
  - b 会社設立後に譲り受けることを約した財産  
譲渡人の氏名並びに譲り受けることを約した財産の内容及び価格を記載すること。
  - c 会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の報酬  
設立費用及び報酬の額を記載すること。
- (22) 売出有価証券
- a 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
  - b 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債又はコマーシャル・ペーパーの所有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」又は「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」について所有者別に記載すること。
  - c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)dに準じて記載すること。
  - d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(12)に準じて記載すること。
  - e 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
  - f 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(14)に準じて記載すること。
  - g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
    - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
    - (b) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報

### 入手するための方法

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

h 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

#### (23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円又は振替社債の金額100円についての売出価額を、電子記録移転権利（法第2条第2項第3号に掲げる権利に該当するものに限る。）については1単位の売出価額を記載すること。

b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。

なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。

c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。

d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもののが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものと記載すること。

e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定期を注記すること。

f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定期を注記すること。

#### (23-2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当（第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。ただし、提出会社又は関係会社の役員（第2条の7第1項第1号に規定する役員をいう。）、会計参与又は使用人であった者に対し、これらの者からその在職中に受けた役務の提供の対価として交付される当該提出会社が発行者である株券又は新株予約権証券の募集又は売出しを行う場合（第19条第2項第1号ヲ(2)又は(3)に掲げる方法に準じて行う場合に限る。）は、この限りでない。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

#### (23-3) 割当予定期先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定期先（第三者割当により提出者が割当てを予定期している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定期先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

- a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。
- (a) 個人 氏名、住所及び職業の内容
  - (b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日
  - (c) 有価証券報告書提出会社以外の法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率
  - (d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下(d)及びbにおいて「業務執行組合員等」という。）に関する事項 ((a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。)
- なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。
- b 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。
  - c 割当予定先の選定理由 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。
  - d 割り当てようとする株式の数 この届出書に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。
  - e 株券等の保有方針 この届出書に係る第三者割当に係る株券等について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。
  - f 払込みに要する資金等の状況 割当予定先がこの届出書に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。
  - g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下gにおいて「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。
  - h 特定引受人に関する事項 次の(a)から(c)までに定める事項を記載すること。
  - (a) 特定引受人（その子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）を含む。）がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式（同法第244条の2第2項に規定する交付株式をいう。以下hにおいて同じ。）の株主となった場合に有することとなる議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数と

する。)

- (b) (a)の募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式に係る最も多い議決権の数とする。）
- (c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数又は当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

(23-4) 株券等の譲渡制限

この届出書に係る第三者割当に係る株券等についてその譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(23-5) 発行条件に関する事項

- a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。
- b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行（以下bにおいて「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下bにおいて「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関する監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- a 第三者割当により割り当てる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下a及び(23-7)aにおいて「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23-6)及び(23-7)において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当られ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下aにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。b及び(23-7)cにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てる割当議決権数を所有した場合に支配株主（提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限

る。) をいう。) となる者が生じる場合

- (a) その者の近親者 (二親等内の親族をいう。)(b)において同じ。)
- (b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所  
有している法人その他の団体 (以下(b)において「法人等」という。) 並びに当該  
法人等の子会社
- c この届出書に係る第三者割当により特定引受人となる者が生じる場合 (b に掲げ  
る場合を除く。)

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

- a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り  
当てられた新株予約権が行使された場合 (当該株式又は当該新株予約権の取得と引  
換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23-7)において同じ。) における大  
株主の状況について、(4) b 及び c に準じて記載すること。
- b 割当予定先が大株主となる場合について、「割当後の所有株式数」は、当該割当  
予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。
- c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」  
に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出し  
た割合 (小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合) を記載すること。

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

- a この届出書に係る第三者割当が(23-6)に規定する場合における第三者割当 (以  
下(23-8)において「大規模な第三者割当」という。) に該当する場合には、当該  
大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存  
の株主への影響についての取締役会の判断の内容 (社外取締役 (会社法第2条第15  
号に規定する社外取締役をいう。以下 a において同じ。) を置く株式会社において、  
当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見を含む。) に  
ついて、具体的に記載すること。
- b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程 (経営者から独立した者か  
らの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の  
意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保す  
る措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。) を具体的に記載すること。

(23-9) 株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効  
果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び  
手続、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容  
を具体的に記載すること。

(23-10) その他参考になる事項

自己株式 (会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。以下同じ。) 又は自己  
新株予約権 (同法第255条第1項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ。) の売  
出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、(20)  
に準じて記載すること。

(24) その他の記載事項

- a 工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場  
合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。
- b 当該届出に係る有価証券 (当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券  
に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはそ  
の受託有価証券を含む。) が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権  
利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他

の物に電子的方法により記録されるものに限る。) に表示されるものに限る。(31) c において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。) である場合 (c に掲げる場合を除く。) には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(5) c 、(17) c 、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

c 当該届出に係る有価証券が電子記録移転権利 (法第2条第2項第3号に掲げる権利に該当するものに限る。) である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「第一部 証券情報」及び「第二部 発行者情報」の「第1 組合等の状況」に記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。ただし、これらの事項をこの様式の他の項目に記載する場合には、記載を要しない。

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等 (以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。) の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準 (連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。) により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度 (第四号の三様式記載上の注意(18) h 又は i の規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。) については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(32) d 又は e の規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(d) 包括利益金額

(e) 純資産額

(f) 総資産額

(g) 1株当たり純資産額 (連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(j) 自己資本比率 (純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率 (親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した

割合をいう。)

- (1) 株価収益率（連結決算日における株価（当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (p) 現金及び現金同等物の期末残高
  - (q) 従業員数
- b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては、10事業年度。fにおいて同じ。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
  - (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (e) 資本金
  - (f) 発行済株式総数
  - (g) 純資産額
  - (h) 総資産額
  - (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (j) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
  - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
  - (n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
  - (o) 株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (p) 配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
  - (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
  - (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除

く。)

- (t) 現金及び現金同等物の期末残高（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
- (u) 従業員数
- c a (l)及びb (o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。
- d 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q)及びb (u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- e b (j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。
- f 最近5年間の株主総利回り ((a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の6事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては11事業年度）前の事業年度の末日における株価（当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価）でそれぞれ除した割合又はこれに類する他の方法により算定した割合をいう。）の推移について、提出会社が選択する株価指数（金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値（多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。）又はこれに類する数値をいう。）における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。  
なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。
- (a) 提出会社の最近5事業年度の各事業年度の末日における株価（当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価。株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を、その他の銘柄で気配相場がある場合には当該気配相場を用いること。）
- (b) 提出会社の5事業年度前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度までの1株当たり配当額の累計額
- g 提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。
  - (a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載すること。
  - (b) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。  
なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
  - (c) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。  
なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
  - (d) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- (26) 沿革  
提出会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関

係会社の設立・買収、上場等)について簡潔に記載すること。

(27) 事業の内容

- a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。  
なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。
- b 提出会社と提出会社の関連当事者（提出会社の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。
- c 提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。

(28) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下(28)において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。  
なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。
- b 住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f 関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨を明記することによって、その記載を省略することができる。
- g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
  - (b) 最近日現在において届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
  - (c) 連結財務諸表に重要な影響を与えていた債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。(d)において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
  - (d) 連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が 100 分の 10 を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下 hにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。  
ただし、当該連結子会社が届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が 100 分の 90 を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。
- (29) 従業員の状況
- a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下(29)において同じ。）をセグメント情報に連付けて記載すること。  
また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に連付けて記載すること。
  - b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの 1 年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるときは、記載を省略することができる。
  - c 最近日までの 1 年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
  - d 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。e 及び f において「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第 19 条第 1 項第 1 号ホに掲げる事項をいう。以下 d において同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。e 及び f において「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
  - e 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 2 号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第 2 項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号。b において「育児・介護休業法施行規則」という。）第 71 条の 4 各号に掲げる

いずれかの割合をいう。) を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

- (a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
- (b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合
- f 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- g 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るdからfまでに規定する事項については、「第二部 企業情報」の「第7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

(30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- a 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)、(30-2)、(31)a、(33)a、(37)及び(56)d(f)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。
- b 最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。

(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- a ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。
- b 戰略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用

いられる情報をいう。cにおいて同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。

- c bの規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。
  - (a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。
  - (b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

(31) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下a及び(32)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下aにおいて同じ。）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下bにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出者が発行者である有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意<sup>(26)</sup> cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。
  - (a) 最近連結会計年度及び<sup>(6)</sup>ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載す

ること。

- (b) 最近連結会計年度及び<sup>(6)</sup>ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。
- i 生産、受注及び販売の実績（前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。）  
また、生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合には、その内容
  - ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容
- (c) <sup>(6)</sup>ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。
- (d) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
- (e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を<sup>(30)</sup>aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (f) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (g) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。
- b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び<sup>(6)</sup>ただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。
  - c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際

基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑥aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑥aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

(33) 重要な契約等

a 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作

成していない場合には最近事業年度。bからeまでの間において同じ。)の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

- b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- c 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社(以下d及び⑥eにおいて「株式交換完全子会社等」という。)の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社(以下d及び⑥eにおいて「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- f 提出会社の株主(当該提出会社の完全親会社(会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。)を除く。gにおいて同じ。)と当該提出会社(当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下fにおいて同じ。)との間で次に掲げる合

意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 提出会社が第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第 20 号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。以下 h において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金

金消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額) 又はその社債の期末残高 (複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額) が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第 13 号に規定する連結純資産額 (当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第 5 号に規定する純資産額) の 100 分の 10 以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) これらの特約が付された金消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

- i 連結子会社が金消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- ii 金消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日
- iii 金消費貸借契約の相手方の属性
- iv 金消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
- v これらの特約の内容

(b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

- i 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- ii 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日
- iii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
- iv これらの特約の内容

(34) 研究開発活動

最近連結会計年度等 (連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等。<sup>(35)</sup> 及び<sup>(59)</sup> hにおいて同じ。) における研究開発活動の状況 (例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等) 及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(35) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末 (<sup>(61)</sup> ただし書の規定により中間連結貸借対照表 (法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。) を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日 (現在) における主要な設備 (連結会社以外の者から貸借しているものを含む。以下 aにおいて同じ。) について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名 (提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額 (土地については、その面積も示す。) 及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所

名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備が次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該(a)又は(b)に定める内容を記載すること。

(a) 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容

(b) 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(6)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。

また、(6)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、aに準じて記載すること。

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下cにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(37) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えは、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、届出書提出日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。

h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。

j 相互会社にあっては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」から「(7) 役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。）。

(39) ストックオプション制度の内容

a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載すること。

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、最近事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。

なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、届出書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

(a) 新株予約権の数

(b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(c) 新株予約権の行使時の払込金額

(d) 新株予約権の行使期間

- (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - (f) 新株予約権の行使の条件
  - (g) 新株予約権の譲渡に関する事項
  - (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。）
    - (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額
  - c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号。④(c)において「商法等改正整備法」という。）第 19 条第 1 項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、b に準じて記載すること。
  - d 会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。
  - e a から d までにより記載すべき事項の全部又は一部を「第 5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。
- (40) ライツプランの内容
- a 基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における③(b)(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。
  - b a に掲げるもののほか、③(c)及び(d)に準じて記載すること。
- (41) その他の新株予約権等の状況
- a 「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る③(b)(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。
  - b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
  - c 商法等改正整備法第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（④(b)において「旧転換社債等」という。）を発行している

場合には、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高並びに新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

d 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び<sup>(38)</sup> e (a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。

e a から d までに掲げるもののほか、<sup>(39)</sup> d に準じて記載すること。

(42) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5年間（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 相互会社にあっては、発行済株式総数に係る記載を省略し、a 及び b において「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金をいう。

(43) 所有者別状況

a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあっては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

また、その発行する株券等を、社債等振替法に基づき、振替機関が取り扱うこととに同意した会社（<sup>(44)</sup> c において「振替に係る同意会社」という。）にあっては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第 151 条第 1 項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(44) 大株主の状況

- a 最近日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

- d 最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(45) 議決権の状況

- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。  
なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d 及び eにおいて同じ。）のうち、会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第 67 条の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、c に該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、e に該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(46) 役員・従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該役員・従業員株式所有制度の概要（例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

(b) 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(47) 自己株式の取得等の状況

最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から届出書提出日までの期間（この様式において「最近期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間（この様式において「取得期間」という。）又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(48) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

(49) 株主総会決議による取得の状況

a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「授権株式数」という。）及び価額の総額（以下(49)において「授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（c及びdにおいて「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（c及びdにおいて「残存授権株式総額」という。）を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した

当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(50) 取締役会決議による取得の状況

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下(50)において「決議株式数」という。）及び価額の総額（以下(50)において「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（c 及び d において「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（c 及び d において「残存決議株式総額」という。）を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第 465 条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。

(52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第 199 条第 1 項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び届出書提出日現在の保有自己株式数について記載すること。

(53) 配当政策

a 配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で

定めた場合には、その旨を記載すること。

- b 最近事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。
- c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があった場合には、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び 1 株当たりの額を注記すること。
- d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

(54) コーポレート・ガバナンスの概要

- a 提出会社が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券（法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下(54)から(58)までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 a 及び(57) b において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b において同じ。）、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第 427 条第 1 項に規定する契約（b において「責任限定契約」という。）を締結した場合、役員等（同法第 423 条第 1 項に規定する役員等をいう。以下 a において同じ。）との間で補償契約（同法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、

かつ、分かりやすく記載すること。

なお、責任限定契約、補償契約又は役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- c 提出会社が基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- d 提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。
- e 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- f 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
- g 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- h 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的な内容を記載すること。
- i 最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関する提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）を記載すること。ただし、企業統治に関する提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。

(55) 役員の状況

- a 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
- b 「略歴」の欄には、届出書提出日現在における役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。
- c 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

- d 会社設立の場合にあっては、発起人について役員に準じて記載すること。この場合、「所有株式数」の欄には、引受予定株式数を記載すること。
  - e 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
  - f 相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。
  - g 会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
  - h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。
  - i 役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。
  - j 提出会社が上場会社等である場合には、次のとおり記載すること。
    - (a) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割、当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（これらの基準又は方針がない場合には、その旨）並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会による監査、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会による監査をいう。⑥において同じ。）及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
    - (b) 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨並びにそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。
  - k 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (56) 監査の状況
- a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。
    - (a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
    - (b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては提出会社の監査委員会をいう。b及びdにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、具体的な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。
  - b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
    - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
    - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。cにおいて同じ。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
  - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
  - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
  - (c) 内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。
  - (a) 提出会社の監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）が監査法人である場合には、当該監査法人に係る次に掲げる事項を記載すること。
    - i 当該監査法人の名称
    - ii 提出会社の財務書類について連續して監査関連業務（公認会計士法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合におけるその期間（(b)において「継続監査期間」という。）
    - iii 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名
    - iv 監査業務に係る補助者の構成
  - (b) 提出会社の監査公認会計士等が公認会計士である場合には、当該公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査証明の審査体制について記載すること。また、業務を執行した公認会計士の継続監査期間が7会計期間を超える場合にあっては、当該継続監査期間を記載すること。
  - (c) 提出会社が(a)又は(b)の規定により記載した監査公認会計士等を選定した理由について、提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針（会社法施行規則第126条第4号に掲げる事項を含む。）を含めて具体的に記載すること。なお、提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社であり、かつ、当該監査公認会計士等が会計監査人と同一の者である場合において、同令第126条第5号又は第6号に掲げる事項を事業報告に含めた、又は含めるべきときには、当該事項の内容を記載した上で、当該監査公認会計士等を選定した理由を記載すること。
  - (d) 最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の4に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。
  - (e) 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載すること。
  - (f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。
    - i 最近2連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子

会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下i、ii及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

- ii 最近2連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、iの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- iii i及びiiの規定により記載する報酬の内容のほか、最近2連結会計年度において、連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合には、その内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- iv 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。
- v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

#### (57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいづれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものと除く。）をいう。以下(57)において同じ。）について、次のとおり記載すること。

- a 届出書提出日現在における提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下(57)において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の員数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員の報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下bにおいて「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下bにおいて同じ。）及び退職慰労金等の区分をいう。以下bにおいて同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下bにおいて「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使人兼務役員の使人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

c 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が最近事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下cにおいて「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあっては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

(58) 株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次とおり記載すること。

a 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下(58)において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載すること。

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第2条第16項に規定する金

融商品取引所に上場されている株券に係る株式に限ることができる。以下 b において同じ。) について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。

c 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式（法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第 2 条の 12 の 3 第 4 号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式をいう。d 及び e において同じ。）とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

(b) 最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数から変動した銘柄について、株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額

d 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く。以下 d において「特定投資株式」という。）及び純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下 d において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下 d において「みなし保有株式」という。）のうち、最近事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額（みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下 d において同じ。）が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第 60 条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の 100 分の 1 を超えるもの（当該株式の銘柄数の合計が 60 に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の 60 銘柄（みなし保有株式が 11 銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の 10 銘柄、特定投資株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の 50 銘柄。ただし、特定投資株式が 50 銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、60 から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数（みなし保有株式にあっては、議決権行使権限の対象となる株式数をいう。以下 d において同じ。）及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

(a) 銘柄

(b) 株式数

(c) 貸借対照表計上額

(d) 保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）

(e) 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要

(f) 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）

- (g) 株式数が増加した理由（最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数より増加した銘柄に限る。）
- (h) 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無
- e 保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。また、最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。
- (a) 提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
- (b) 提出会社の最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額
- f 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下 f において「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下 f において「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第 30 条第 2 項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の 3 分の 2 を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、b から e までに準じて記載すること。この場合、d における資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、d に規定する「大きい順の 60 銘柄」は「大きい順の 10 銘柄」に読み替えるものとする。
- (59) 経理の状況
- a 連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下 a、e 及び f において「連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第 1 種中間連結財務諸表若しくは第 2 種中間連結財務諸表の別又は第 1 種中間財務諸表若しくは第 2 種中間財務諸表の別）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。
- b 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 326 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。
- e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。
- f 連結財務諸表規則第 1 条の 2 に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会

計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

また、連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

g 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

h 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

i 財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及

び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表 ((60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表) を掲げること。

ただし、次のaからcまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下(61)及び(66) bにおいて「次の連結会計年度」という。)における中間連結会計期間終了後当該aからcまでに定める期間(以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下(61)及び(66)において同じ。)を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間
- b 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間
- c 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 ((60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書) を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書 ((60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書) を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げ

ること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 ((60) a の規定により最近 2 連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近 2 連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書) を掲げること。

ただし、(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結財務諸表規則第 96 条又は第 192 条に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

(66) その他

a 最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね 6 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((61) ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後 6 箇月の経営成績の概要 (中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね 13 箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要 (連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書 (同項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。) を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) 売上高

(b) 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額 (連結財務諸表規則第 169 条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。)

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額 (連結財務諸表規則第 170 条第 5 項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。)

(d) 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 (連結財務諸表規則第 171 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)

(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額 (連結財務諸表規則第 64 条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。)

- (f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）
- (g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。）
- d 企業集団の営業その他に關し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (67) 財務諸表
- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。
- なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。
- b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)dに該当する場合に限る。）には、(67)(bを除く。)から(72)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)(aただし書及びbを除く。)から(72)までに準じて記載すること。
- c 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- d 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。
- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近

2 事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあっては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）が、1年を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下(68)並びに(74) b 及びcにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

(70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書 ((67) a の規定により最近 2 事業年度財務諸表を記載する場合は、最近 2 事業年度のキャッシュ・フロー計算書) を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書 (財務諸表等規則第 130 条又は第 211 条に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

(72) 附属明細表

最近事業年度の附属明細表を示すこと。

(73) 主な資産及び負債の内容

(68) の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目的内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。

b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先 (金額の多い順に上位 5 社程度をいう。) 別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先 (金額の多い順に上位 3 社程度をいう。) 別の金額を示すこと。

また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。

d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先 (金額の多い順に上位 5 社程度をいう。) 別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先 (金額の多い順に上位 3 社程度をいう。) 別の金額を示すこと。

また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。

e a から d までの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の 100 分の 5 を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(74) その他

a 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 1 年を 1 事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね 6 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((68) ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後 6 箇月の経営成績の概要 (中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (b) 次の事業年度開始後おおむね 13 箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要 (財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- c 6 箇月を 1 事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね 7 箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(6) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- d 提出会社が、法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書 (同項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。) を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。
- (a) 売上高
- (b) 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額 (財務諸表等規則第 197 条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。)
- (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額 (財務諸表等規則第 198 条第 3 項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)
- (d) 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 (財務諸表等規則第 199 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)
- (e) 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額 (財務諸表等規則第 95 条の 4 の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)
- (f) 当期純利益金額又は当期純損失金額 (財務諸表等規則第 95 条の 5 第 2 項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
- (g) 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額をいう。)
- e 提出会社の営業その他に關し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (75) 提出会社の株式事務の概要
- a 株式事務の概要是、届出書提出日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日 (会社法第 124 条第 1 項又は優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下同じ。) を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。
- なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に關し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては、「事業年度」、「定時株主総会」及び

- 「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
- g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
- h 株式が振替株式（社債等振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。
- i 相互会社にあっては、記載を要しない。
- (76) 提出会社の親会社等の情報  
法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。
- (77) その他の参考情報  
a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
- b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
- c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (78) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）  
当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (79) 繼続開示会社たる保証会社に関する事項  
a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
- b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (80) 繼続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
- b 「(2) 企業の概況」から「(6) 経理の状況」までの事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (81) 保証会社以外の会社の情報  
当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社

をいう。以下同じ。) その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

(82) 指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(84) 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類

保証会社及び連動子会社について提出会社に準じて記載すること。

(85) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(86) 修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(87) 読替え

- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替え

て記載すること。

- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(88) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「医療事業等の状況」として、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと（病院、診療所、介護老人保健施設等ごと）に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意<sup>(32)</sup>に準じて記載すること。

- (a) 最近日現在の診療科目
- (b) 最近日現在の病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床の内訳についても記載すること。）又は入所定員及び通所定員数等
- (c) 最近日現在の従業員数（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者、事務員等の内訳についても記載すること。）
- (d) 最近事業年度の総診療患者数、1日平均外来患者数、1日平均入院患者数等の診療の実績
- (e) 最近事業年度の診療収入合計金額及びその内訳（社会保険診療、労働保険診療、健康診査及び自由診療等に区分して記載すること。）
- (f) 最近事業年度の救急医療等確保事業の実績（前年同期と比較して記載すること。）
- (g) 最近事業年度の収益と経費の割合（総収入金額及び総経費金額についても記載すること。また、経費については、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等の内訳も記載すること。）

(89) 学校法人等の特例

- a 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「事業の概要」として、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。
- (a) 最近日現在の当該学校法人等が運営する学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の種類及びその数
  - (b) 最近日現在における学校等の収容定員及び在籍者数（大学にあっては学部ごと、大学院にあっては研究科ごと、短期大学及び高等専門学校にあっては学科ごとに記載すること。また、高等学校については収容定員に代えて募集定員を記載すること。）
  - (c) 最近日現在における教員数（大学院及び大学にあっては教授、准教授及び専任教員、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等にあっては教員とその他職員に分けて記載すること。）と教員以外の職員数を記載し、教員については常勤と非常勤とに分けた人数も記載すること。
  - (d) 最近事業年度において補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の合計額とその内訳（経常費補助金、施設・設備等の整備に対する補助金及びそれ以外の補助金）を記載すること。それ以外の補助金については、交付を受けた金額の多いもの上位5件について、当該補助金の名称及びこれに係る申請内容（教育研究課題等の名称及びその概要）を分かりやすく記載すること。

- b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第29条に規定する基本金をいう。）について同令第30条第1項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。
- c 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」の記載に当たっては、平成19年9月30日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表について、記載しないことができる。
- d 提出者が、学校法人等である場合には、「第四部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の記載に当たっては、平成19年9月30日前に終了する事業年度に係る財務諸表について、記載しないことができる。